

# 「ふるさと関川村」を 応援いただきありがとうございました

## 平成23年度ふるさと応援基金実績

平成20年度から始まった「関川村ふるさと応援基金(ふるさと納税)」に、毎年大勢の皆さまからご寄附をいただき、本当にありがとうございます。

平成23年度は23件、総額288万7千円のご寄附をいただきました。ご寄附をいただいた皆さまの気持ちに感謝し、むらづくりに活用させていただきます。これからも関川村の魅力を高められるよう頑張っていきますので、今後とも関川村に対するご支援をよろしくお願いいたします。

### \* 寄附金の内訳

寄附金の活用メニュー	H23件数	H23金額	累計	取崩し額
人口減少抑制政策事業			100,000円	
環境保全事業	1	10,000円	771,000円	400,000円
教育振興事業	3	160,000円	540,000円	540,000円
文化・スポーツ振興事業	1	1,000,000円	1,505,000円	
都市との交流促進事業	1	200,000円	305,000円	
福祉・医療事業	1	50,000円	878,000円	
村長におまかせ	16	1,467,000円	4,381,000円	260,000円
合計	23	2,887,000円	8,480,000円	1,200,000円

活用させて  
いただきました

昨年度、皆さまからいただいたご寄附を活用させていただき、関川中学校の吹奏楽部が使用する楽器のほか、関川小学校では運動会や各種行事で使用するテント2張を購入させていただきました。

また、これからもきれいな村を維持しようと、「不法投棄禁止」看板を30枚作り、村内各所に設置しています。



### 問い合わせ・申し込み先

〒959-3292

新潟県岩船郡関川村大字下関912

関川村役場総務課企画財政班

TEL 0254-64-1476 FAX 0254-64-0079

E-mail: somu@vill.sekikawa.niigata.jp

\* ふるさと納税制度は、村のホームページでも詳しくご覧いただけます。

<http://www.vill.sekikawa.niigata.jp/>

寄附の方法  
郵便・FAX・電子メール・電話のいずれかで申し込みください。寄附金の納入は皆さまのお手元へ書類が届いてからになります。

納入方法(次のいずれか)  
郵便振替  
村指定金融機関への振込み  
現金書留  
役場へ直接持参

寄附金を納入した後  
皆さまからの入金確認後、  
領収書を発行します。

領収証は寄附金控除の対象  
となります。

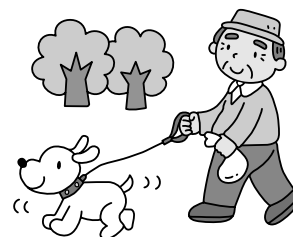
# 「後期高齢者医療制度」のお知らせ

## Vol.4 保険料を忘れずに納めましょう

後期高齢者医療制度は、加入者一人ひとりから保険料を納めていただき、ケガや病気になった方を高齢者の方を含めた社会全体で支えている制度です。

皆さんから納めていただく保険料は、皆さんがケガや病気をしたときの医療費などを支払うための大切な財源となります。

これからも健全な医療保険制度を維持していくために、保険料は期限内に納めましょう。



### どうしても保険料の納付が困難な場合には...

住民福祉課では、納付相談をいつでも受け付けています。

現在の状況をお聞きし、それぞれの事情に合った納付計画を一緒に考えていきますので、納付が困難な場合にはお早めにご相談ください。

また、火災などの災害や所得の著しい減少など、特別な事情により保険料の納付が困難なときは、申請により保険料の徴収の猶予や減免を受けられる場合がありますので、お早めに住民福祉課にご相談ください。

なお、東日本大震災に伴う保険料の減免について、平成24年度も引き続き保険料の減免を行います。平成23年度の保険料が減免だった方は手続き不要です。それ以外の方は、申請により減免となる場合があります。

### 保険料の納付には口座振替をご利用ください

#### 保険料を納付書で納めている方【普通徴収】

納付書で納めている方は、口座振替にすると保険料の納め忘れの心配や、納期のたびに金融機関に行く必要がなくなり大変便利です。

口座振替への手続きは、金融機関窓口にお申し込みください。

【口座振替への  
手続きに必要なもの】  
振替口座の預金通帳  
通帳のお届け印  
保険証

#### 保険料を年金から天引きされている方【特別徴収】

年金から天引きされている方でも、手続きにより年金からの天引きが中止され、口座振替による納付に変更することができます。

口座振替に変更する場合は、役場住民福祉課へご相談ください。

ご家族の口座からの納付に変更した場合、社会保険料控除は、実際にご負担した方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税の税額に影響が生じる場合がありますので、十分ご注意ください。

後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先 住民福祉課住民福祉班 TEL 64 - 1471